



# 島根県報

令和5年3月31日（金）

号外 第 5 1 号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

### 【病院局規程】

島根県病院局事務処理規程の一部改正	2
島根県病院局組織規程の一部改正	2
島根県病院局の職員の職の設置に関する規程の一部改正	3
島根県病院局職員の給与に関する規程の一部改正	3
島根県病院局職員就業規程の一部改正	5
島根県病院局職員の手当認定事務に関する専決規程の一部改正	6

**島 根 県 病 院 局 管 理 規 程****島根県病院局管理規程第2号**

島根県病院局事務処理規程（平成19年島根県病院局管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

島根県病院事業管理者 山 口 修 平

第3条第5号中「参与 組織規程」を「本局参与 組織規程」に改め、同条第11号を次のように改める。

(1) 課長補佐 組織規程第6条第1項に規定する課長補佐をいう。

第4条第2項第1号中「給与」を「総務」に、「企画幹」を「課長補佐」に改め、同項第2号中「給与課長」を「総務課長」に改める。

第10条第1項中「調整監又は企画幹」を「課長補佐」に改め、同条第2項中「企画幹」を「課長補佐」に改める。

第11条の見出し中「調整監又は企画幹」を「課長補佐」に改め、同条中「調整監又は企画幹（当該企画幹）」を「課長補佐（当該課長補佐）」に改め、同条第11号中「第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」）を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」）に改める。

第17条第1項の表県立病院課長の項中「企画幹」を「課長補佐」に改める。

第20条中「企画幹」を「課長補佐」に改める。

別表第2の6の項中「参与」を「本局参与」に改める。

別表第3第3号中「島根県個人情報保護条例（平成14年島根県条例第7号）」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」に改め、同表第6号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

**附 則**

（施行期日）

1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

（暫定再任用短時間勤務職員に関する経過措置）

2 暫定再任用短時間勤務職員（地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年島根県条例第30号）附則第31項に規定する暫定再任用短時間勤務職員をいう。）は、この規程による改正後の島根県病院局事務処理規程第11条第11号に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同条及び同規程別表第3第6号の規定を適用する。

**島根県病院局管理規程第3号**

島根県病院局組織規程（平成19年島根県病院局管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

島根県病院事業管理者 山 口 修 平

第5条中「総務企画スタッフ」を「総務経営スタッフ」に、「情報システムスタッフ」を「企画広報スタッフ」に改める。

第6条第1項の表県立病院課の部に次のように加える。

課長補佐	課長を補佐する。
------	----------

第6条第2項の表県立病院課の部課長代理の項を次のように改める。

課長代理	課長を補佐し、事務の総合調整を図る。
------	--------------------

第6条第2項の表県立病院課の部企画幹の項を削り、同部中「企画員」を「主幹」に改める。

第8条第1項の表事務局の部総務部の項中「総務課」の次に「、人事課」を加え、同部経営部の項中「、情報システム

課」を削り、同部に次のように加える。

企画広報部	企画広報課、情報システム課
-------	---------------

第8条第2項の表事務局の項に次の2号を加える。

- (15) 広報に関すること。(広報室の所掌に属するものを除く。)
- (16) 報道に関すること。(広報室の所掌に属するものを除く。)

第8条第2項の表広報室の項第1号及び第2号中「こと。」の次に「(事務局の所掌に属するものを除く。)」を加える。

第10条第1項の表課の部課長の項中「受け」の次に「、」を加え、同表に次のように加える。

係	係長	上司の命を受け、係の事務を処理し、所属職員を指揮監督する。
---	----	-------------------------------

第10条第2項の表中央病院の部中「医療情報化管理者」を「参与」に改め、同表室の部室長補佐の項の前に次のように加える。

室長代理	室長を補佐し、事務の総合調整を図る。
------	--------------------

**附 則**

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

**島根県病院局管理規程第4号**

島根県病院局の職員の職の設置に関する規程(平成19年島根県病院局管理規程第5号)の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

島根県病院事業管理者 山口修平  
「主幹

別表中「(島根県病院局組織規程第6条第2項の規定に基づき置かれる企画幹を除く。)」を削り、企画員を「主副課長」

幹」に、「※専門員」を「※専門員 主査」に改める。

**附 則**

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

**島根県病院局管理規程第5号**

島根県病院局職員の給与に関する規程(平成19年島根県病院局管理規程第6号)の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

島根県病院事業管理者 山口修平

第2条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

附則に次の1項を加える。

8 条例附則第8項の規定の適用により給料月額が異動することとなった職員に対しては、文書によりその旨を通知するものとする。ただし、文書の交付によらないことを管理者が適当と認める場合には、適当な方法をもって文書の交付に代えることができる。

別表第1再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円

短時間勤務職員	188,953	216,637	256,904	276,434	291,635	317,204	359,183	392,504	443,945
---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

別表第2アの表再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円 296,200	円 338,600	円 393,000	円 466,000	円 565,900

別表第2イの表再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円 189,960	円 216,738	円 245,126	円 258,616	円 283,984	円 324,956	円 367,438

別表第2ウの表再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円 236,670	円 257,106	円 264,354	円 274,622	円 291,031	円 328,379	円 373,075

別表第4の3級の項中

「主任」を主任に改め、同表の5級の項本局の欄中「企画幹」を課長代に改め、同表の6級の項中「課長」を課長補佐に改め、同項中央病院の欄中「センター長補佐」を室長補佐に改め、同表の6級の項中「課長」を課長管理に改める。

「主査主任」を主査係長主任に改め、同表の5級の項本局の欄中「企画幹」を課長代に改め、同表の6級の項中「課長」を課長補佐に改め、同項中央病院の欄中「センター長補佐」を室長補佐に改め、同表の6級の項中「課長」を課長管理に改める。

の4級の項中「企画員」を削り、「※専門員」を「係長※専門員」に改め、同表の5級の項本局の欄中「企画幹」を課長代に改め、同表の6級の項中「課長」を課長補佐に改め、同項中央病院の欄中「センター長補佐」を室長補佐に改め、同表の6級の項中「課長」を課長管理に改める。

理に改め、同項中央病院の欄中「センター長補佐」を室長補佐に改め、同表の6級の項中「課長」を課長管理に改める。

監に改める。

別表第5の4級の項中「医療情報化管理者」を「参与」に、「センター長」を「センター長室長」に、「センター長補佐」

「センター長補佐」を「室長代理」に改める。  
「室長補佐」

別表第6の5級の項中「副科長」を「副科長センター長補佐」に改める。

別表第7の5級の項中「センター長補佐」を「センター長補佐室長補佐」に改める。

別表第11の病院の項中「医療情報化管理者」を「参与」に改める。

#### 附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

#### 島根県病院局管理規程第6号

島根県病院局職員就業規程（平成19年島根県病院局管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

島根県病院事業管理者 山 口 修 平

目次中「第36条の2」を「第36条の3」に改める。

第33条第1項中「年次有給休暇」の次に「並びに別表第14号及び第14号の2に規定する休暇」を加え、同条第2項中「、第12号、第14号及び第14号の2」を「及び第12号」に改め、同条第7項及び第8項中「年次有給休暇」の次に「並びに別表第14号及び第14号の2に規定する休暇」を加える。

第3章中第36条の2の次に次の1条を加える。

（高齢者部分休業）

**第36条の3** 管理者は55歳に達した職員が申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員が55歳に達した日の属する年度の翌年度の4月1日以後の日で当該申請において示した日から当該職員に係る定年退職日までの期間中、1週間の勤務時間の一部（19時間20分を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないこと（次項において「高齢者部分休業」という。）を承認することができる。

2 前項に定めるもののほか、職員の高齢者部分休業については、職員の高齢者部分休業に関する条例（令和4年島根県条例第31号）の規定の例による。

第43条の表中

第15条の2第3項	人事課	県立病院課
-----------	-----	-------

を

第15条の2第3項	人事課	県立病院課
第15条の3第1項	人事課	県立病院課
第15条の3第2項	人事課	県立病院課
第15条の3第3項	人事課	県立病院課

に、

「

様式第3号の14	島根県知事	島根県病院事業管理者
----------	-------	------------

」

を

「

様式第3号の14	島根県知事	島根県病院事業管理者
様式第3号の15	島根県知事	島根県病院事業管理者
様式第3号の16	島根県知事	島根県病院事業管理者
様式第3号の17	島根県知事	島根県病院事業管理者

」

に改める。

**附 則**

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

**島根県病院局管理規程第7号**

島根県病院局職員の手当認定事務に関する専決規程（平成26年島根県病院局管理規程第10号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

島根県病院事業管理者 山 口 修 平

第2条中「給与管理グループリーダー」を「課長補佐（給与管理担当に限る。）」に改める。

**附 則**

この規程は、令和5年4月1日から施行する。